

平成26年12月27日

警察庁交通局交通企画課法令係  
パブリックコメント担当 御中

東京都八王子市元八王子町 1-347-2  
公益社団法人自転車道路交通法研究会  
代表理事 瀬川 宏  
Tel  
Fax  
E-Mail

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見

標記について、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関し、以下のとおり要望事項を意見として提出致します。

(1) 「危険行為」の内容について

危険行為には、道路交通法第52条第1項違反が含まれておりませんが、当該違反行為のうち、特に夜間において前照灯をつけずに自転車を運転する行為（いわゆる無灯火運転）は、他の危険行為と同様に、交通に多大な危険を及ぼし得るものであるため、これについても危険行為に含められたく、要望します。

(2) 自転車運転者講習の受講命令を命ずることができる基準について

受講命令は、危険行為を「反復してした」者に対し命ずることができる旨が改正道路交通法に定められておりますが、この「反復してした」が意味するところについては、一部のマスコミ報道にて「3年以内に2回以上した」場合であると報じられておりますものの、法令上は何ら具体的な規定が存在しません。受講命令は一種の不利益処分であり、命令を発することができる基準は法令において明確化されてしかるべき事項であることから、この「反復してした」の意味についても、詳細かつ具体的に規定されたく、要望します。

(3) 受講命令の運用について

ア 法令上、公安委員会がいかなる手段をもって「危険行為をした」と判断するかが何ら規定されておりませんが、恣意的な運用を避けるため、危険行為の事実認定については、必ず刑事裁判の確定判決をもって行うようにし、また間違っても危険行為の有無について争いのある状況において受講命令が発せられることなどないよう、要望します。

イ 自転車運転者講習は、運転免許の更新時講習と同様に交通安全協会等の民間企業に委託することとなるものと思われませんが、講習を外部委託するに際しては、講習委託先の選定を必ず競争入札によって行い、もって適正な業者選定がなされるよう取り計らわれたく、要望します。

